

IV 公益目的事業の種類及び内容、収益事業等の内容

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	国内外の受発注取引の拡大支援、新技術・新製品開発支援、新分野進出・新産業創出支援、経営課題への相談対応、経営情報の提供、設備導入の支援、知的財産の活用支援等による海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業	88.9

〔1〕事業の概要について (注1)

<p>1 海外展開支援事業 (茨城県補助金、茨城県受託金、企業負担金、国補助金)</p> <p>国際化に関する各種相談への対応や情報提供に努めるとともに、貿易実務担当者のスキルアップを図るための貿易実務研修を開催する。加えて、県内企業の海外展開を一層促進するため、専門家を配置し、海外展開に関する相談に応じるとともに、海外展示会への出展を支援し海外への販路開拓を支援する。また、ホームページ、メールマガジンの各種情報媒体の特性を活かして、国及び県等の中小企業支援施策、IT関連情報及び国際ビジネス情報等を提供する。</p> <p>2 受発注マッチング事業 (茨城県補助金、企業負担金)</p> <p>ビジネスコーディネーターを配置して、大手発注企業等からの情報収集並びに発注案件開拓に努め、中小企業に最新情報を提供するとともに、受発注取引のあっ旋紹介を行う。また、発注ニーズ等に応じて迅速に商談の場を提供する特別商談会や中小企業の優れた技術を大手発注企業に直接アピールする提案型商談会等を開催し、受発注取引の拡大を支援する。さらに、受発注取引に関する各種調査を実施して的確な情勢把握に努める。</p> <p>なお、当該事業は県内産業支援機関へ外部委託している。</p> <p>3 いばらきチャレンジ基金事業 (75.1億円の基金の運用益: 茨城県60億2千万円、当機構14億9千万円、茨城県補助金)</p> <p>本県の産業を継続的に発展させるため、最先端の科学技術やものづくり産業が集積する本県の強みを最大に活かした新技術・新製品開発や海外販路開拓等の新たな市場獲得に向けた中小企業等の革新的な取組みに対して、費用の一部を助成する。</p> <p>なお、当該事業は、令和10年度までの期間限定事業であり、60億2千万円は事業終了後に茨城県へ返還する。</p> <p>4 新事業支援事業 (茨城県補助金、企業負担金、国受託金)</p> <p>各分野の専門家が中小企業の各種相談に対応し、経営力の向上、新事業創出等を支援するほか、経営や技術に関する課題を有する中小企業に対して中小企業診断士や金融機関OB等の専門家を派遣し、具体的な課題解決の支援を行う。さらに、事業化可能性等についての評価・助言等の実施や経営革新を受けた企業をフォローアップするなど、経営革新に取り組む中小企業等を総合的かつ継続的に支援する。</p> <p>5 知財総合支援事業 (茨城県補助金)</p> <p>特許技術移転の専門家を配置し、中小企業における導入ニーズの把握からライセンス契約に至るまで一貫した技術移転の仲介支援を行う。さらに、大学や研究機関等と中小企業との技術交流の場を設けて、新技術の取り入れや新製品の開発等を目指す中小企業を支援する。</p> <p>なお、当該事業は県内産業支援機関へ外部委託している。</p> <p>6 設備資金貸付事業 (貸付原資: 茨城県からの無利子借入)</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、小規模企業者等が創業及び経営基盤の強化に必要な設備を導入する場合に、必要な資金の2分の1以内を無利子で貸し付ける事業である。また、貸付に当たっては、申込企業の貸付診断を実施して適切な貸付や経営助言を行うほか、貸付後の経営状況等の把握に努め、必要に応じて事後助言を実施するなど継続的な支援を行う。現在は、新たに貸付を行わないため、(公財)茨城県中小企業振興公社から引き継いだ本事業の債権について、企業訪問等により未収債権の回収を図るとともに、適切な債権の管理に努める。</p>

7 設備貸与事業、茨城県単独機械類貸与事業（事業収入）

設備貸与事業は小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき小規模企業者等を対象に、また、茨城県単独機械類貸与事業は茨城県単独機械類貸与事業実施要綱に基づき中規模企業を対象に設備を貸与（割賦販売又はリース）している事業である。現在は、両事業ともに新規貸与を休止しているため、（公財）茨城県中小企業振興公社から引き継いだ本事業の債権について、適切な債権の管理に努める。

（事業実施のための財源）

各事業項目に記載のとおり

（事業に必要となる建物等の主な資産）

茨城県産業会館9階を一般社団法人茨城県産業会館から、茨城県水戸合同庁舎4階を茨城県から賃借している。

（複数の事業をまとめた理由）

新技術・新製品開発支援、新分野進出・新産業創出支援、経営課題への相談対応、経営情報の提供等による各種事業において経営革新及び創業の促進を支援するという共通の目的を持つため

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分ができるように記載してください。

〔2〕事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
19	当機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的としていることから、「19 地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当する。
20	当機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的としていることから、「20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業」に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))		
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)
(13) 助成(応募型)	<p>1.当該助成が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.応募の機会が、一般に開かれているか。</p> <p>3.助成の選考が公正に行われることになっているか。(例:個別選考に当たって直接の利害関係者の排除)</p> <p>4.専門家など選考に適切な者が関与しているか。</p> <p>5.助成した対象者、内容等を公表しているか。(個人名又は団体名の公表に支障がある場合、個人名又は団体名の公表は除く。)</p> <p>6.(研究や事業の成果があるような助成の場合、)助成対象者から、成果についての報告を得ているか。</p>	<p>「1、3の事業について」</p> <p>1 当機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的としていることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的としていることは明確である。また、当事業はホームページへの掲載やパンフレットに掲載するなど適当な方法で明らかにする。</p> <p>2 当事業は、創業や新商品の開発、新事業の創出等を目指す個人や中小企業等を対象としている。募集に当たっては、ホームページやメールマガジン等で広くPRすることとし、機会を一般に開く。</p> <p>3 選考に当たっては、各種専門家(経営等専門家、大学教授、研究機関、茨城県等)に審査委員を委嘱して審査会を行い、公正に行う。</p> <p>4 3に記載したとおり、各種専門家で適切に関与する。</p> <p>5 当機構の事業報告書において助成事業の概要、件数及び金額を記載し、当報告書はホームページで公表を行う。</p> <p>6 事業終了後の実績報告を受けて助成額を確定する。また、その後も定期的に状況報告を行うようにする。</p>
(5) 相談、助言	<p>1.当該相談、助言が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該相談、助言を利用できる機会が一般に開かれているか。</p> <p>3.当該相談、助言には専門家が適切に関与しているか。(例:助言者の資格要件を定めて公開している)</p>	<p>「1、2、4、5の事業について」</p> <p>1 当機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的としていることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的としていることは明確である。また、当事業はホームページへの掲載やパンフレットに掲載するなど適当な方法で明らかにする。</p> <p>2 当事業は、茨城県産業会館9階及び水戸合同庁舎4階並びに外部委託先に相談窓口を開設し、平日の9時から17時まで相談者に対応するとともに、希望があれば専門家を企業に派遣し、現地で相談に対応する。また、広く利用を促すため、ホームページやメールマガジン等で当事業を広くPRして、機会を一般に開く。</p> <p>3 当事業に必要な知識を有する職員や専門家が各種相談に対応し、適切に関与する。</p>

(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>「1、4の事業について」</p> <p>1 当機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的としていることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的としていることは明確である。また、当事業はホームページへの掲載やパンフレットに掲載するなど適当な方法で明らかにする。</p> <p>2 当事業は、各セミナーに応じて受講者の想定はあるものの、広く参加を受け付ける。また、広く周知を図るため、ホームページやメールマガジン等で当事業を広くPRして、機会を一般に開く。</p> <p>3 当機構が行う各セミナーは専門的知識の普及を目的として行うものである。 なお、講師は、各セミナーのテーマに即した適切な専門家に依頼する。</p> <p>4 講師に対する報酬は、当機構の謝金等の支出基準(講演1時間当たり1万円から5万円)に基づき支払い、過大にしない。</p>	
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のやむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>「2の事業について」</p> <p>1 当機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的としていることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的としていることは明確である。また、調査結果や収集した情報についてはホームページやメールマガジン等により適当な方法で明らかにする。</p> <p>2 受発注企業実態調査の結果については、当機構ホームページ等において公表する。また、発注を希望する企業の情報は、取引が可能と思われる受注企業に直接情報を提供するなど、適切に活用する。</p> <p>3 情報の収集や調査の実施に当たっては、専門的知識を有する職員が適切に関与する。</p> <p>4 受発注企業実態調査の実施を外部に委託するが、調査内容や集計結果の内容等の管理監督を行う。また、調査結果の公表は機構が行う。</p>	
(12) 資金貸付、債務保証等	<p>1.当該資金貸付、債務保証等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.資金貸付、債務保証等の条件が、公益目的として設定された事業目的に合致しているか。</p> <p>3.対象者(貸付を受ける者その他の債務者となる者)が一般に開かれているか。</p> <p>4.債務保証の場合、保証の対象が社員である金融機関が行った融資のみに限定されていないか。</p> <p>5.資金貸付、債務保証等の件数、金額等を公表しているか。(対象者名の公表に支障がある場合、その公表は除く。)</p> <p>6.当該資金貸付、債務保証等に専門家の適切な関与があるか。</p>	<p>「6の事業について」</p> <p>1 当機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的としていることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的としていることは明確である。また、当事業はホームページへの掲載やパンフレットに掲載するなど適当な方法で明らかにしてきたが、新規貸付を休止し適切な債権管理に努めているため、新規貸付のPR等も休止している。</p> <p>2 当事業は、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、茨城県から貸付原資を借り入れて、小規模企業者等が経営基盤の強化等を目的として設備を導入する場合に、購入資金の2分の1以内を無利子で貸し付けていたものであり、公益目的に合致している。</p> <p>3 当事業は、経営基盤の強化等を目指す小規模企業者等が対象である。なお、現在は、新たな募集は行われていない。</p> <p>4 当事業は、債務保証ではない。</p>	

		<p>5 当機構の事業報告書において貸付件数及び金額を記載し、当報告書はホームページで公表する。</p> <p>6 貸付前の企業診断は、専門的知識を有する職員や委託した中小企業診断士が行っていた。また、審査に当たっては、各種専門家(金融機関、中小企業支援機関、茨城県等)に審査委員を委嘱して審査会を行い、専門家が適切に関与していた。</p> <p>「7の事業について」</p> <p>1 当機構は、県内中小企業や団体等の海外展開、経営革新及び創業の促進や経営基盤の強化に関する事業を行い、もって茨城県の産業の振興に寄与することを目的としていることから、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的としていることは明確である。また、当事業はホームページへの掲載やパンフレットに掲載するなど適当な方法で明らかにしてきたが、新規貸与(割賦販売又はリース)を休止し適切な債権管理に努めているため、新規貸与のPR等も休止している。</p> <p>2 当事業は、小規模企業者等設備導入資金助成法や茨城県単独機械類貸与事業実施要綱に基づき、茨城県等から貸与原資を借り入れて、中小企業者等が経営基盤の強化等を目的として設備を導入する場合に、低利で貸与していたものであり、公益目的に合致している。</p> <p>3 当事業は、経営基盤の強化等を指す中小企業者等を対象としていた。募集に当たってはホームページや情報誌等で広くPRしていた。</p> <p>4 当事業は、債務保証ではない。</p> <p>5 当機構の事業報告書において債権管理件数及び金額を記載し、当報告書はホームページで公表する。</p> <p>6 貸与に当たっての審査等には、専門的知識を有する職員や各種専門家が適切に関与していた。債権管理についても、専門的知識を有する職員が適切に関与する。</p>	
--	--	--	--

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。